

知立市子ども会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域社会における健全な児童の育成を目的として、知立市の子ども会の育成事業に対して、予算の範囲内において交付する知立市子ども会補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、子ども会とする。

(子ども会の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる子ども会は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 知立市内の同一地域内に住居する小学生を子ども会の会員としていること。
- (2) 前号に規定する会員を養育する者から役員を設置していること。
- (3) 次の活動目標に基づくレクリエーションその他の集団活動を行うこと。

ア 小学生（子ども会に属する小学生をいう。以下同じ）自身で計画的かつ継続的に楽しむこと。

イ 小学生全員が参加できること。

ウ 楽しい遊び又は行事を通じて集団生活に必要な生活態度を養うこと。

エ 会員全員の考えを生かすこと。

- (4) 次の事項についての会則を定めること。

ア 名称

イ 目的

ウ 会員

エ 事業

オ 役員

カ 会議

キ 経費

- (5) 次の書類を作成すること。

ア 会員及び役員の名簿

イ 年間行事予定及び活動の記録

ウ 収支予算書

(交付の対象)

第4条 補助金は、知立市内の子ども会の活動に要する経費のうち、会議費、事務費及び事業費を交付の対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、10,000円に当該年度の第3条第1項第5号アに規定する名簿に記載された会員のうち小学生に限る。)及び役員の数に200円を乗じて得た額を加算した額を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、規則第4条に規定する申請書のほか次に掲げる書類を添えて市長の定める期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 会員名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したとき、又は、これに条件を付した場合は、速やかに規則第6条に規定する決定通知書により補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内に規則第10条に規定する実績報告書のほか次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 補助目的にあった支出であることを証する書面の写し

(補助金等の交付)

第9条 補助金は、補助事業者の請求により交付するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。